

足寄町農業委員会
第36回総会会議録

自 令和7年2月26日

至 令和7年2月26日

足寄町農業委員会

令和7年2月26日 第36回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後1時30分

閉会 午後1時50分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
5番 菊地隆志	8番 遠藤 勇	9番 人見華代
10番 石黒 彰	11番 岡元義春	12番 吉村 進

2 欠席委員

7番 松田博幸

3 議事に参与するもの

事務局 長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 3 | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について |
| 日程第 4 | 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借の解約について |
| 日程第 5 | 議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について |
| 日程第 6 | 議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

第36回農業委員会総会

令和7年2月26日

開会 午後1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和7年度第36回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、7番松田博幸委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、4番上妻良一委員、5番菊地隆志委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和6年2月28日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年1月24日で、土地の引渡期日も令和7年1月24日です。

なお、解約された農地は、議案第3号1番で審議します。

本件は、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、使用貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町郊南1丁目63番ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、1,336㎡です。

次に、この売買・移転の理由ですが、譲渡人におきましては、農地の処分を行い、譲受人におきましては規模拡大のため、農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は84,000円、10アール当たり62,800円となっています。

議案調査書のとおり、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

9番人見華代現地調査委員長。

○人見現地調査委員長 本件は、11月13日、私と遠藤委員、菊地委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和6年度第11号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏

名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町喜登牛901番ほか9筆、計10筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、116,878㎡のうち、畑が112,723㎡、採草放牧地が4,155㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、7,012,000円、10アール当たり60,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番を説明します。

局長。

○事務局長

2番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町螺湾

53番2、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況は畑です。

面積につきましては、42,808㎡のうち、2,500㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間8,700円、10アール当たり3,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である上妻委員と協議し、当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

3番を説明します。

局長。

○事務局長 3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地70番1ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、33,451㎡のうち、畑が20,214㎡、採草放牧地が

13, 237㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑等を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1,950,000円、10アール当たり58,200円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である吉村委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町共栄町145番3ほか15筆、計16筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、118,682㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権

の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、7,620,000円、10アール当たり68,000円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年8月19日開催の平和・足寄地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番から8番を説明します。

局長。

○事務局長 5番から8番までは旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定、または、農用地利用配分計画（農地中間管理事業）により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となった、または、令和7年6月29日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）により再設定（継続）する案件です。

それぞれの案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手はすべて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番を説明します。

局長。

○事務局長 9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登本町11番1ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、22, 584㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、2, 000, 000円、10アール当たり88, 500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠藤委員と協議し、当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

10番を説明します。

局長。

○事務局長 10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府384番3、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、29, 330㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、1, 710, 000円、10アール当たり58, 300円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年2月7日開催の塩幌地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

11番を説明します。

局長。

○事務局長 11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府385番5ほか5筆、計6筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、原野、現況は畑です。

面積につきましては、18,069㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

次に、売買金額ですが、679,000円、10アール当たり37,500円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、令和6年2月7日開催の塩幌地区の人・農地プラン協議の結果に基づき、取り進めたものです。

本件は、議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番を説明します。

局長。

○事務局長 本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和6年12月20日を持って期間満了となったため、農用地利用集積計画(賃貸借)により再設定(継続)する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和6年度第36回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後 1時 50分 閉会

議 長

吉村 達

農業委員

上妻 良一

農業委員

南地 隆志